



## 部落差別の解消に向けて

NPO法人香川人権研究所

事務局長 竹上 精一 (たけがみ せいいち)

### 新たな歴史認識と私たち

徳川幕府が被差別身分を作ったとする「近世政治起源説」が研究により起源が変わっています。社会科の教科書記述では、室町時代に京都で庭園造りに従事した「河原者(かわらもの)」への意識(不思議な人・異能者)が時代を経る中で変化し、今の部落差別の底流を流れる意識につながっていると捉えられています。

この意識を現代まで約800年余もつないできたものは何でしょう? 「人の意識」の他はあり得ません。連綿と差別のバトンをつないできたと言えます。そして、私たちは、「今、そのバトン」を持っているのです。

さらに、部落差別の本質は排除です。「なかまはずれ」の本質も排除です。身の回りにある排除の構図で起きている多様な事象、他人事ではないと思いませんか。

### 本市の人権意識

2018年実施の人権・同和問題意識調査では、部落差別に対する態度は「間違いだ」が46%に対して、「仕方がない」が26%、「分からない」が同じく26%です。「間違いだ」は半数に満たず、人権尊重の価値観が多数ではないことが伺えます。

日々の暮らしの中で正しい認識を持つことが重要です。さらに、2016年には、「部落差別解消推進法」が施行され、日本社会全体で部落差別の解消に取り組む方向性が示されています。

### 差別のバトンの裏側

自然解消論や部落分散論、部落責任論のいずれもが無責任なうわさや思い込み、風評による間違った認識に基づくものです。決して差別を正当化できるものではありません。

特に、「そっとしておく」という考えは、決して自然に生れた意識ではなく、大人から小人へ差別意識が刷り込まれてきた経緯から考えると解決に至らないことは明らかです。

### 差別解消に向けて

調査の中で「差別を無くすため、大切だと思われること」として「市民が家庭教育の中で差別をしない・人権の大切さを教える」が64%を占めています。

人権に関する情報や各種講演会、学校での人権関係の行事等、うわさや思い込み、風評に対する正しい認識を得る場面は身近なところで多くあります。そのどれかをきっかけに合理的に考え、行動することは、今を生きる者としての責任と考えるのは難しいことでしょうか。

### ◆部落差別解消推進法(正式名称:部落差別の解消の推進に関する法律)

この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識のもと、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としています。

## 「2019年度人権研修ツアーに参加して」

今回のツアーは、「新しい部落史を学ぼう」をテーマに、京都市を訪れました。

【オムロン京都太陽㈱】は、「社会福祉法人太陽の家」(就労継続支援施設)と「オムロン㈱」による共同経営企業で、社員の三分の二が障害者です。障害者の就労と雇用の機会をつくり、仕事の安定確保と事業経営の安定を図ることで、障害者が自ら働くことにより、生きがいを見いだせる環境づくりに努めています。

【京都市地域・多文化交流ネットワークセンター】のある東九条は、京都で最も在日朝鮮人が多いエリアです。センターでは、多様な背景を持った人たちが交流し、共生するための社会福祉事業を実施することを目的としています。

【ツラッティ千本】は、千本地域の歴史や部落差別問題を発信するために、25年前に京都市が整備した施設です。ここでは部落のルーツきよめ役とその歴史について学びました。

今回の研修では、フィールドワークを通して沢山のことを学びました。中でも京都市地域・多文化交流ネットワークセンターでの研修は印象深く、ヘイトスピーチ解消法が施行されるきっかけとなった、京都朝鮮第一初級学校へのヘイトスピーチの動画を見せていただいた時は、違法性と人種差別性を意識することができました。

今回の研修で学んだことを、自らの行動へと反映できるよう、日々の業務に取り組んでいきたいと思えます。

善通寺市社会福祉課 香川英之

## インターネットを悪用した 人権侵害をなくしましょう

インターネットは、スマートフォンなどを使って簡単に利用することができ、私たちの生活をとても便利なものにしていきます。

しかし、自分の名前や顔を簡単に知られることなく発信することができるインターネットの匿名性を悪用して、特定の個人について根拠のないうわさや悪口を書き込む(名誉毀損)、個人情報や私生活の事実に関わる内容などを本人に無断で掲載する(プライバシー侵害)などの人権侵害も発生しています。

また、悪意が無くても、不確かな情報や誤った情報に基づいた安易な書き込みによって、誰かの人権を傷つけてしまうことがあります。

インターネットではいったん書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまうだけでなく、コピーや拡散により、インターネット上から完全に消すことはほぼ出来なくなってしまいます。

インターネットを利用するときは、繋がった先にも自分と同じ生身の人間がいるということを忘れずに、ルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。



# STOP! コロナ差別

## ～闘う相手は人ではなくウイルスです～

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、誤解や偏見により、感染者やその家族、医療従事者、感染者が確認された事業者及びその家族に対する誹謗中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が増加しています。

新型コロナウイルス感染症は、誰にでも感染リスクがあります。新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別や偏見、いじめ、SNSでの心ない書き込みなどは決して許されません。

また、新型コロナウイルス感染症に関して掲載されている様々な情報の中には、不確かな情報や事実とは異なる情報もあります。こうした情報をむやみに転載・拡散することなく、公的機関が発信する正しい情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとりましょう。そして、不安な気持ちに負けず、それぞれの立場で今できることを行っていきましょう。

なお、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。

一人でも悩まずご相談ください。



### 人権相談窓口

- 善通寺市役所人権課 ☎0877-63-6311(平日午前8時30分～午後5時15分)
- 香川県人権同和政策課 ☎087-832-3205(平日午前9時～午後5時)
- みんなの人権110番 ☎0570-003-110(平日午前8時30分～午後5時15分)  
(全国共通人権相談ダイヤル)